

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 112 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 6 号)	1
議案第 113 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて.....	5

議案第112号

令和4年度盛岡市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度盛岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,654,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,792,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年11月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,996,238	3,376,102	30,372,340
	1 国庫負担金	18,779,044	255,002	19,034,046
	2 国庫補助金	8,136,689	3,121,100	11,257,789
17	県支出金	11,793,606	552,705	12,346,311
	2 県補助金	3,647,384	552,705	4,200,089
20	繰入金	4,297,247	△250,398	4,046,849
	2 基金繰入金	4,216,571	△250,398	3,966,173
23	市債	15,016,154	△23,700	14,992,454
	1 市債	15,016,154	△23,700	14,992,454
	歳入合計	133,137,647	3,654,709	136,792,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	16,471,415	△654	16,470,761
	1 総務管理費	14,437,873	△654	14,437,219
3	民生費	52,681,761	3,079,368	55,761,129
	1 社会福祉費	20,874,909	1,936,485	22,811,394
	2 児童福祉費	23,957,286	1,136,465	25,093,751
	3 生活保護費	7,849,566	6,418	7,855,984
4	衛生費	12,114,656	778,824	12,893,480
	1 保健衛生費	2,413,522	17,781	2,431,303
	3 保健所費	5,506,533	761,043	6,267,576
6	農林費	2,759,457	△1,598	2,757,859
	1 農業費	2,328,477	△1,598	2,326,879
7	商工費	2,961,871	△280,663	2,681,208
	1 商工費	2,961,871	△280,663	2,681,208
8	土木費	16,427,216	79,432	16,506,648
	4 都市計画費	9,581,215	79,432	9,660,647
10	教育費	11,340,394	0	11,340,394
	2 小学校費	3,299,087	0	3,299,087
	3 中学校費	1,693,559	0	1,693,559
	6 社会教育費	2,067,184	0	2,067,184
歳 出 合 計		133,137,647	3,654,709	136,792,356

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
文化会館通信環境 整備事業債	10,200	0	借入先 財務省、 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和4 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その 他借入先の融資 条件による。 ただし、財政 又は借入先の都 合並びに金融の 状態により繰り 上げ償還し、又 は償還年限を短 縮し若しくは低 利に借換えする ことができる。
公民館通信環境 整備事業債	13,500	0			
計	15,016,154	14,992,454			

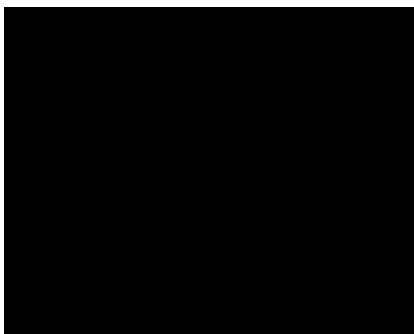
議案第 113 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定める。

令和 4 年 11 月 10 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名



- 2 和解の内容

損害賠償の額を 3 のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 18,000,000 円也

- 4 損害賠償の原因

令和 3 年 10 月、盛岡市立病院での内視鏡検査により、患者が死亡したことによる。

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 44 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。